

五〇 江戸通泰掟寫

なおく申入候

(秘傳)

わざとふしして申候、仍ひふつの御事をくちくニはんくニ御

(相談)

(様躰)

さうたんくちおしく御さ候こと、御やうたいをうけたまハリ候へ

(拝)

(同前)

ハ、ちきニおかシ申したるとうせんのこと

(造營錢)

(進納)

一 こん日御さう多いせん二百貫文しんなう申へき事、御はうまう二

(通泰)

おいてハミちやすに御まかせあるへく候

(護摩堂)

一 こまたうすなハち御たうニ御さ候事

(燈)

一 十二とう一夜一日も御けたいあるましき事

(經師懺法)

一 むかしよりのきやうしせんほう御ふさだあるましき事

(客僧)

一 きやくそう一夜一日も御とめあるへからず候事

(別當)

(出)

一 へつたうさまシとのきねんニ御さう多いのあいだ、御いてあるま

しき事、かたく申さため候

一 こん日より御さいくう御ゆたんあるへからす候事、此てうく御
(條 々)

しつねんあるましく候、かしく

六月十二日
のむ
日ま

(江戸通泰)
ミちやす (花押影)

よしたさんへ

まいる

たし□
〔まカ〕

五〇 江戸通泰掟寫

なお / \ 申入候

わざとふミして申候、仍ひふつの御事をくち / \ ニはん / \ ニ御
さうたんくちおしく御さ候こと、御やうたいをうけたまハリ候へ
ハ、ちきニおかミ申したるとうせんのこと

一 こん日御さうゑいせん二百貫文しんなう申へき事、御さうゑいニ
おいてハミちやすに御まかせあるへく候

一 こまたうすなハち御たうニ御さ候事

一 十二とう一夜一日も御けたいあるましき事

一 むかしよりのきやうしせんほう御ふさたあるましき事

一 きやくそう一夜一日も御とめあるへからず候事

一 へつたうさまミとのきねんニ御さうゑいのあいた、御いてあるま
しき事、かたく申さため候

一 こん日より御さいくう御ゆたんあるへからず候事、此てう / \ 御
しつねんあるましく候、かしく

六月十二日 むまの日

ミちやす (花押影)

よしたさんへ

たし□

まいる

分析

なお、原文は「茨城県史料 中世編 II」による。

原文	現代かなづかい風の表記	意味、コメント
五〇 江戸通泰掟寫	江戸通泰掟寫し	五〇とは、参照した「茨城県史料 中世編 II」での薬王院文書における通算番号で、参考までに掲載したものである。
なおなお申し候	なおなお申し入れ候	
わざとふみして申候	わざと文して申し候	・「わざと」は、「正式に」、と「少しばかり」との、二つの異なる意味があるが、どちらかは不明。
仍秘仏の御事をくちくちニはんはんニ御相談くちおしく御さ候こと	なお、秘仏の事を口々に汨々に御相談口惜しく御座候事	・2行前に「なおなお」、1行前に「わざと」、本行に「仍(なお)」、「口々に汨々に」とあり、表現がくどい。相手に対して不満が強いということか。 ・「御相談」とあるが、相手が通泰に相談してくるのがたびたびであることが「口惜しい(不満)」のか、あるいは、相手が通泰ではない別の人(々)に相談しているのが口惜しい(不満)のか不明。
御様躰をうけたまはり候へハ、ちきに拝み申したる同前の事	御様体を承りそうらえば、じきに拝み申したる(ことは)同前の事	・「容体」とは相手の体調なのか、寺の状況なのか ・「拝み申し」の対象は、相手なのか、秘仏(本尊)とか寺のことなのか、 ・「同前の事」とは、いままでと同じです、ということだろう
一 こん日御造營錢二百貫文進納申へき事、	一 今日、御造營錢二百貫文(を)進納申すべき事、	・造營錢 200 貫文を寄進することを申し出ている。造営だから修理ではなく、全部造るということである。
御さうゑいニおいてハ通泰に御まかせあるへく候	御造営においては通泰におまかせあるべく候	・造営については私通泰に任せてください、心配はいりません、ということだが、「心配するな、ごちゃごちゃ言うな」、あるいは「他人に頼るな」という響きを感じる
一 護摩堂すなハち御たうニ御さ候事	一 護摩堂すなわち御堂にごさ候	・御堂を本堂と考え、この書状を本堂焼失のすぐ後の時期のものと考えれば、今後は焼け残った護摩堂が本堂を兼ねる、と宣言しているのかも

		れない。
一 十二燈一夜一日も御けたいあるましき事	一 十二燈一夜一日も御懈怠あるましき事	<ul style="list-style-type: none"> ・十二灯：12本のろうそくをつけて祈祷するという様な事ではないか。一般に、十二灯と呼ばれるものは祭りなどでいくつかあるようだ。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 京都今宮社の十二灯行列：提灯を十二個下げた神輿の様なもの。 ○ 京都河西の十二灯：13本のたいまつを大きな三角形に組み上げたもの。なお、12か13かについては、「江戸時代ら神仏のお供えとして12文(うるう年は13文)を紙に包んで出したもの」という事が岩波書店・広辞苑の"十二灯"の説明にあり、是と関係するか。
一 むかしよりの経師懺法御ふさたあるましき事	むかしよりの経師懺法ごぶさたあるましき事	<ul style="list-style-type: none"> ・経師：経典の書写を担当する人の意だが、ここでは経典の書写のことではないか。寺院では、経典の書写は絶えず行われていただろう。 ・懺法：罪業を懺悔する法会 ・火災で本堂が焼失したにしても、昔から行ってきた仏事は、引き続き抜けがないように続けること、という指示だろう。
一 客僧一夜一日も御とめあるへからず候事	客僧一夜一日も御とめあるべからず候事	<ul style="list-style-type: none"> ・客僧とは、旅をしながら修行する僧などのことだろう。そのような人には一晩でも宿を貸してはならない、という事は、真意不明。ただし、火災で本堂が焼失した原因が、客僧の火の取り扱いの間違い、あるいは客僧をもてなす際の火の取り扱いの間違いというのだったら意味が通る。
一 別当さま御さうゑいのあいた、御出あるましき事、かたく申さため候	別当様[ミとのおねんニ：不明]御造営の間御出あるましき事、堅く申し定め候	<ul style="list-style-type: none"> ・出歩いてはいけない、ということだが、さらに「堅く申し定め」と強調している。この文の意図不明。
一 こん日より御さいくう御ゆたんあるへからず候事、	今日より御齋宮(?)御油断あるべからず候事、	<ul style="list-style-type: none"> ・「さいくう」は齋宮か。それであれば、隣の吉田神社を指すのだろう。 ・「油断」は、この書状が本堂焼失間もない時のものであれば、火災に対する警戒の指示ととれる。
此條々御しつねんあるましく候	この条々御失念あるまじく候	<ul style="list-style-type: none"> ・この文章は、「条々」と言っているので、この条に対する文ではなく、今までの「一 なになに」と書いてきた全てを指すのだろう。

		<ul style="list-style-type: none"> ・これらの条文を忘れることがないように、との念押し。
かしく	かしく	<ul style="list-style-type: none"> ・「かしく」は「かしこ」が転じた言葉とされる。「かしこ」とむすぶのは多くは女性が書いた手紙、または女性あての手紙、というのが通説で、その点は不詳。別の通泰の書状では、「恐々敬白」、「恐々謹言」が使われている。ただし、この書状は (a) かなを多用し、(b) 漢文調でないこと、(c) 「わざと」、「じきに」など口語的な響きがあること、(d) 自分のことを「ミちやす」とかなで書いていることなど、本人自筆である事をうかがわせる節がある。この他の通泰の名前で発行された掟写 1 通、書状 3 通はこれよりずっと漢文調であり、通泰の口述を元に祐筆が書いたものという事を想像させる。そう考えると、この書状の様な文章では「恐々敬白」などの表現は不似合いであるから、かしく(かしこ)を使ったのかもしれない。(*)
六月十二日 むまの日 ミちやす	六月十二日 午の日 江戸通泰	年の表示がない。いろいろ考え併せると、本堂焼失(大永7年6月11日)の年と思われる。実に、焼失の翌日である。年の推定についての詳細は備考1を参照のこと。
よしたさんへ まいる たし口	吉田山へ 但馬(守)	吉田山は吉田山薬王院。たし口は、[まカ]と注があり、まず「たじま」つまり、「但馬守」ということだろう。江戸氏は代々但馬守と称した。

(*) 水戸市史(P.614)に以下の記述あり。

時に大永七年六月十一日の夜、薬王院は火災に依り、本尊薬師如来などを除いて諸堂宇すべて焼失してしまった。これに対して、江戸通泰は早くも翌十二日、七箇条の掟書(恐らく自筆)を送って……

ここで、恐らく自筆、と言っているのは、上記「かしく」の(a)~(d)などを根拠にしているものだろう。

備考 1 年について

この書状には日付は 6 月 12 日と記載されているが、年の記載がない。

作成された年について検討した。その結果を以下に示す。

- (1) 造営という言葉が 3 回出てくる。大永 7 年の薬王院本堂焼失後の再建に通泰が関与していた事は明らかである。それ以外で大規模な造営に通泰が関与したことは、目にした史料にはなかった。よって、造営とは大永 7 年の薬王院本堂焼失後の再建である、という説に適合する。
- (2) 「6 月 12 日 午の日」、ということから、大永 7 年前後で 6 月 12 日が午の日かどうかを調査する。調査はフリーソフトの古暦覧(ver. 2.0)を利用した。結果は以下である。

年	月日	西暦	干支	備考
大永 2 年	6/12	1522/7/5	丁亥	
大永 3 年	6/12	1523/7/5	辛亥	
大永 4 年	6/12	1524/7/5	丙午	午の日
大永 5 年	6/12	1525/7/5	庚子	
大永 6 年	6/12	1526/7/5	甲子	
大永 7 年	6/12	1527/7/5	戊午	午の日 この年の 6/11 に焼失。間もなく再建開始
大永 8 年	6/12	1528/7/5	壬子	この年の 8/20 に享祿に改元
享祿 2 年	6/12	1529/7/17	丙子	8/9 棟上げ
享祿 3 年	6/12	1530/7/6	庚午	午の日 10/8 入仏式
享祿 4 年	6/12	1531/7/25	甲午	午の日
享祿 5 年	6/12	1532/7/14	己丑	

表中、6/12 が午の日というのは 4 回ある。

「御造営の間、御出であるまじき事」との言葉があり、造営中の事を言及しているのであるから、焼失前(造営の計画はない)ではなく、また造営工事の完了後でもない。したがって、造営中の期間に絞ると、以下の 2 年である。

大永 7 年：焼失の翌日

享祿 3 年：入仏式の約 2 カ月前で再建は完了に近い

- (3) 文中の表現から、上記の 2 年のどちらに適合するかを検討する。
- (a) 御造営銭二百貫文進納……大永 7 年なら工事の手付金など、享祿 3 年なら造営銭の追加支払いのイメージでどちらもありうる。
- (b) 御造営においては通泰におまかせあれ……大永 7 年は今後の造営は、ということで適合する。享祿 3 年でも、通泰がどこまで支援してくれるのかを寺側が不安に思っていることが漏れ聞こえてきたので、という状況を考えてありうる。
- (c) 御造営の間、御いで(出)あるまじき……大永 7 年のこれから始まろうとする造営に関しての言葉であればよく適合する。享祿 3 年では造営工事が終わろうとしている時期で、適合しにくい。ただし、「もう少しで工事が終るからそれまでは辛抱して出歩くのは控えてもらいたい」、ということであればありうる。
- (d) 文章全体が口語的で、通泰の自筆の可能性はある。そうであれば、大永 7 年の焼失の翌

日に急いで書いた、ということによく理解できる。享禄 3 年であれば、時間の余裕がないわけではないので、他の書状の様に祐筆に書かせ、その結果、漢文調になっている可能性が高い。

(4) 以上から、さほど確実ではないが、大永 7 年の方がより適合する。